

平成 27 年 6 月 22 日

各 位

上場会社名	株 式 会 社 佐 藤 渡 辺
代表者名	代表取締役社長 上 河 忍
(コード番号)	1807)
問合せ先責任者	代表取締役専務執行役員 管理本部長 角 谷 正 人
(TEL)	03-3453-7351)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、下記の通り一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定後の内容は下記のとおりです。(主な改定箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を定める。また、その徹底を図るため、役職員教育等を行う。内部監査部門は、それぞれの担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報規程に基づくホットラインを設置・運営する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規制・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を任命する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営に関する重要な意思決定機能および業務執行の監督機能を担い、業務執行機能を執行役員が担うことで、権限および責任を明確化し、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進する。

(5) 当会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社の業務執行を管理し、関係会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとする。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関係会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価することで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、職務の執行が効率的に行われるための規程を整備する。また、本社管理部は、グループの事業に関して横断的に推進し、管理する。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係会社にも当社の行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図る。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における該当使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(8) 監査役が監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

役員は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

(9) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、当社グループの取締役および使用人等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づくホットラインへの通報状況およびその内容等をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

(11) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務に必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担する。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行う。

取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況等を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

以 上